

情個審第 11 号

平成29年7月13日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

平成29年1月4日付け廃対諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の株式会社の資材置き場の産業廃棄物撤去作業に係る産業廃棄物管理票等」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第176号）

（情報公開答申第149号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成28年6月24日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

特定の株式会社の資材置き場の産業廃棄物撤去作業が特定日付けにて完了し、撤去業者より産業廃棄物の処理を示した「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」特定日付けで茨城県廃棄物対策課が受理している。

それに伴う下記の関係資料の開示を請求します。

- （1）上記の産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- （2）撤去作業の処理依頼契約書

### 2 実施機関の決定及び通知

平成28年7月7日、実施機関は、本件行政文書について、当該文書の存否を答えること自体が、法人に対する行政指導の有無を開示することとなり、条例第7条第3号及び第6号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、同号の規定により不開示になる文書であるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年9月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書を開示せよとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求に至る経緯等

平成24年1月中旬から同年3月末までに大量に埋め立てられた砕石類は、実施機関が許可したのものとは全く異なる違法産業廃棄物であったことを、自治会の再三にわたる指摘によって実施機関はようやく認めて、特定の株式会社に瓦礫類の撤去作業を指示した。

しかし、一部の撤去作業が行われたが大半は残されたままの状態で見捨てられていた。

実施機関は当時の自治会に土地の転売は行わせないと約束しているのに、その約束も果たさないばかりか、当該土地の買主の太陽光発電施設の設置計画を受けて、廃棄物の完全撤去を行ったかのような産業廃棄物管理票を受領して撤去完了としている。その産業廃棄物管理票を公開できないのでは撤去していない事実を証明しているとしか思われぬ。現場付近の住民や関心を持つ人達は処理されていないことを知っている。

この度の開示請求に対する実施機関の不開示決定の内容を分析評価すると、その不開示理由が業者の倒産等のリスクを避けることにあるとしても、産業廃棄物管理票及び契約書(以下「産業廃棄物管理票等」という。)は単なる廃棄物処理に関する伝票であり業者の経営内容や財産等に触れるものではないので、条例第7条第3号及び第6号並びに第10条によって不開示とする理由とはならない。偽りの産業廃棄物管理票で地元住民を愚弄することは許されるものではない。

### (2) 審査請求について

実施機関の不開示決定に対して次の点について審査請求する。

ア 産業廃棄物管理票等は存在するのか。

イ 不開示の理由に条例を挙げているが、何が問題となって不開示としているのか全く不明瞭で理解できない。具体的かつ分かりやすい説明を求む。

ウ 業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることを理由としているなら、それは産業廃棄物管理票を不開示にする理由にはならない。撤去できない理由を真摯に自治会に説明して理解を求めるべきである。自治会や住民は撤去が行われていないのに産業廃棄物管理票を一人歩きさせて、全てを終わらせようとする行為を許すことができないのである。指導的立場にある実施機関がこのよう

な対応処理を行ってはならない。

エ これらの疑問に対し誠実な審査をお願いします。もし、誠意ある回答が得られない場合は法（又はマスコミ等）にこれまでの証拠物件を提供し、実施機関の悪政を徹底的に暴くことも考えていることを申し添える。

（3）廃棄物の不適正処理に対する行政指導について

不適切な処理に対する行政指導は当然のことであり疑問点はない。

（4）産業廃棄物管理票制度について

特定市町村が自治会会長に提出した文書によると、特定の株式会社の資材置き場の撤去作業について、搬出事業者から提出された産業廃棄物管理票を特定日付けで実施機関が受理したと記載されている。

正常な産業廃棄物管理票であれば問題が発生した時の証拠として委託者と受託者が一定期間保管が義務付けられ、実施機関への提出義務はないが、今回のように実施機関が不法投棄問題として取り上げて対応処理しているのに産業廃棄物管理票の提出が必要ないということはない。実施機関は産業廃棄物管理票の写しを要求して同票の正当性を確認する義務があるはずである。

（5）本件請求に係る行政文書について

通常、事業者から産業廃棄物管理票等を取得することはないとしているが、通常とはどのようなことか、今回の場合は違法による撤去なので通常ではないことは明白である。

特定の株式会社は既に行政指導を受けていることを自治体の懇談会や自治会への実施機関の説明会で明らかにされている。

実施機関の指導を受けて特定の株式会社は産業廃棄物の撤去作業の一部のみを約2か月間にわたり実施している。その後2年あまり中断状態で何も行わず放置されていた。

実施機関は既に違法性を認めていることから、委託者と受託者の交わした産業廃棄物管理票等について妥当性を分析評価する必要がある。

（6）存否応答拒否の妥当性について

不正や偽りのない産業廃棄物管理票であれば開示しても何ら問題はないはずである。

実施機関の存否応答拒否の理由は不正撤去が暴かれるのを逃れるための言い訳にすぎない。

産業廃棄物の不法投棄問題は全国的に増加する傾向にあり、その違反行為に対しては各都道府県が行政処分することになっているはずである。

実施機関は産業廃棄物管理票の開示のみの要求だから、いくら要求しても回答は同じ結果になると言っているが、実施機関の別部署の過ちに關係なく同票の開示だけで終止しようとする縦割行政を許すことはできない。産業廃棄物管理票が正しいものなら当然開示できるはずである。審査請求人が産業廃棄物管理票を開示請求し不開示決定を受けたこと、そして更に審査請求書を提出した経緯を自治会の役員に文書で提示したところ、なぜか実施機関に赴いて同票の開示を求めて見せてもらったとの報告を受けた。

自治会役員に開示して、開示請求している審査請求人には開示できない道理はない。

ましてや、審査請求人は現在の自治会役員（顧問）である。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 廃棄物の不適正処理に対する指導について

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に則って適正に行わなければならないが、不法投棄（法第16条違反）などの法違反又はその疑いに関する通報があった場合、実施機関は、その行為者及び関係者等からの事情聴取及び現地調査などを行い、不適正な処理が行われたと認められるときは、当該廃棄物を適正に処理するよう行為者等に対して行政指導を行っている。

##### 2 産業廃棄物管理票制度について

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票を交付し（法第12条の3第1項）、処理終了後に受託者からその旨を記載した産業廃棄物管理票の写しの送付を受ける（法第12条の3第3項及び第4項）ことにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認する（法第12条の3第6項）ことで、適正な処理を確保する制度となっている。

なお、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行う（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4項）など委託基準を遵守しなければならないとされているが、同制度において、産業廃棄物管理票等を都道府県知事に提出する必

要はない。

### 3 本件行政文書について

上記2で述べたとおり、実施機関は、通常、事業者から産業廃棄物の処理に関する産業廃棄物管理票等を取得することはない。

しかしながら、本件請求は、特定の株式会社の資材置き場にある産業廃棄物の撤去作業が特定日に完了したことを前提としており、仮に同作業が行われていたとすると、特定の株式会社の資材置き場にある産業廃棄物は、不法投棄等何らかの法違反があったとも考えられる。そうすると、実施機関は、当該法違反に関する通報があれば、特定の株式会社に対して産業廃棄物の処理に関する行政指導を行うことも想定され、当該行政指導の中で、産業廃棄物が適法に処理されたか否かを確認するために、産業廃棄物管理票等を取得することも考えられる。

よって、本件行政文書は、仮に存在するとすれば、実施機関の行政指導により、特定の株式会社の資材置き場から撤去された産業廃棄物について、実施機関が撤去業者から取得した産業廃棄物管理票等である。

しかしながら、本件行政文書の存否を答えることは、特定の株式会社が実施機関から産業廃棄物の処理に関する行政指導を受けたか否かという情報をも明らかにする結果になる。

### 4 存否応答拒否の妥当性について

#### (1) 条例第7条第3号アの該当性について

仮に本件行政文書が存在すると応答した場合、特定の株式会社の資材置き場にある産業廃棄物について何らかの法違反があるとして、実施機関から同社が行政指導を受けたという情報が公になり、同社は、社会的又は経済的評価・信用が低下するおそれがある。

したがって、本件行政文書の存否を公にすると、特定の株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件存否情報は、条例第7条第3号アに該当する。

#### (2) 条例第7条第6号の該当性について

仮に本件行政文書が存在すると応答した場合、特定の株式会社の資材置き場にある産業廃棄物について何らかの法違反があるとして、同社が実施機関から行政指導を受けたという情報が公になり、将来、同種の事例において、行政指導を受けたことを公にされることを憂慮して、文書等を隠蔽するなどし、実施機関が必要とする情報が得られなくなり、実施機関

の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号に該当する。

また、行政指導は、相手方の任意の協力によって実現されるものであり、拘束力を有しない作用であることから、その当事者間における信頼関係の確保は重要ということができ、行政指導を行ったか否かという情報が公になると、相手方としては、実施機関の指示に応じたにもかかわらず、不利益まで被ることになる。その結果、今後、実施機関が同種の行政指導を行う場合において、そもそも事情聴取や現地調査に応じなかったり、撤去の指示に応じなかったりするなど、法違反の状態からの迅速な回復を図ることができなくなり、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号に該当する。

### (3) 条例第10条の該当性について

上記(1)及び(2)により、本件行政文書の存否を答えることは、条例第7条第3号及び第6号の不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきと考える。

## 5 結論

以上により、本件処分に違法不当の点はないと考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件存否情報について

本件請求は、開示請求書の記載内容から、「特定の株式会社の資材置き場の産業廃棄物撤去作業」が実施されたことを前提としているところ、「撤去作業」が実施されたとすると、当該資材置き場において、不法投棄等の何らかの法違反があったことが推測される。

また、実施機関は、通常は産業廃棄物管理票等を取得することはないが、不法投棄等の法違反に関する通報があれば、産業廃棄物の処理に関する行政指導を行うことも想定され、その際に産業廃棄物が適法に処理されたか否かを確認するために当該文書を取得することも考えられると主張している。

そうすると、本件行政文書が存在しているか否か答えることは、特定の株式会社の資材置き場において産業廃棄物の不法投棄等の法違反が疑われ、特定の株式会社が実施機関から行政指導を受けたか否かという情報（以下

「本件存否情報」という。)を開示することになると認められる。

## 2 本件処分の妥当性について

条例第10条は、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件存否情報が、条例第7条第3号及び第6号の不開示情報に該当するとして、条例第10条の規定により本件処分を行っていることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について、検討する。

### (1) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示としている。

行政指導は、迅速かつ柔軟な対応を行うことができるものであるが、相手方の任意の協力によって実現されるものであることから、相手方との信頼関係の確保が重要となる。

本件存否情報が公にされることで、行政指導に応じたにもかかわらず、一方的に当該行政指導に係る情報を公にされることになるとすれば、行政指導の相手方となる事業者の反発や警戒を招くこととなり、将来、実施機関が行政指導を行う場合、その相手方となる事業者との信頼関係を確保することができず、事業者が、自己の情報を公にされることを危惧して、事情聴取や現地調査の求めに応じることを躊躇するようになることが、容易に想定できる。

そうすると、実施機関は、正確な情報を迅速に取得することができなくなり、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、支障が生じるおそれが認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第6号本文に該当すると判断する。

### (2) 条例第7条第3号ア該当性について

実施機関は、本件存否情報について、条例第7条第3号アに該当しているが、本件存否情報が不開示情報に該当することは、上記(1)のとおりであるから、同号該当性については、判断しない。



(3) 条例第10条該当性について

本件存否情報が、不開示情報に該当することは上記(1)のとおりであり、本件行政文書は、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、実施機関が条例第10条の規定によりその存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、特定の会社が行政指導を受けていることについては、居住する自治体の懇談会や実施機関が参加した説明会で、既に明らかにされている旨主張している。

しかし、条例に基づく情報公開制度は、開示請求者が何人か<sup>なんびと</sup>を問わずに開示・不開示の決定をするものであることから、開示請求者が自治体の懇談会や実施機関が参加した説明会を通じて何を知ったかという事情については、考慮すべきではなく、上記のとおり判断したものである。

また、審査請求人のその他の主張は、本件行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成29年	1月	4日	諮問受理
平成29年	3月	2日	審査（平成28年度第6回審査会第二部会）
平成29年	4月	28日	審査（平成29年度第1回審査会第二部会）
平成29年	6月	9日	審査（平成29年度第2回審査会第二部会）